

知多市図書館貸出票広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、知多市広告掲載要綱（平成21年知多市告示第8号。以下「要綱」という。）及び知多市広告掲載審査基準（以下「審査基準」という。）に基づき、知多市立中央図書館及び知多市まちづくりセンター等図書室（以下「図書館等」という。）における図書等の貸出票（以下「貸出票」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 広告 貸出票に掲載する広告をいう。
- (2) 広告主 貸出票に掲載する広告により、自らの商品やサービス、事業等を宣伝する者をいう。
- (3) 広告掲載者 貸出票に広告を掲載する広告主又は広告主に代わり手続きを行う者をいう。

(広告掲載場所)

第3条 広告を掲載する場所は、貸出票の表面下部とする。

(広告掲載の基準)

第4条 広告は、要綱第3条及び審査基準第2条に定める基準を満たすものとし、公共性及び公益性を妨げないものとする。

2 要綱第3条第2項第16号に規定する広告として掲載することが適当でないと市長が認めるものとは次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 被補助人、被保佐人又は成年被後見人である者の広告
- (2) 破産者で復権を得ない者の広告
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第32条第1項各号に掲げる者の広告

- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する者（いずれかに該当した者であって、その事実があった後2年を経過した者を除く。）の広告

(5) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては、再生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、再生計画の認可がなされていない者の広告

(6) 競馬、競輪、競艇、小型自動車競走、パチンコその他これらに類するもの

(7) 占い、運勢判断その他これらに類するもの

(8) 債権の取立て、示談の引受けその他これらに類するもの

(9) 前各号に掲げるもののほか、図書館等の業務に支障をきたすおそれのあるもの

（広告の規格及び枠数）

第５条 掲載する広告の規格は、１枠当たり縦４５ミリメートル×横６５ミリメートル（フレーム含む。）とする。

２ 広告は、同一の期間内に３枠を超えて掲載しない。

（広告の掲載料）

第６条 広告掲載料は、月額３，０００円とする。

（広告掲載の期間）

第７条 広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は、１月を単位とし、１件の広告掲載の期間は、原則として最長１年間とする。ただし、年度を越える期間を指定することはできないものとする。

（広告掲載の募集）

第８条 広告掲載の募集は、知多市公式ホームページ及び広報ちたによるものとする。

（広告掲載の申込み）

第９条 広告掲載を希望する者は、知多市図書館貸出票広告掲載申込書（第１号様式）に、広告のデザインの素案等必要書類（以下「申込書等」という。）を添えて、掲載を希望する月の２月前までに提出するものとする。ただし、市の入札参加資格を有する者は納税証明書、登記事項証明書及び身分証明書の添付を省略することができる。

２ その他募集について必要な事項は、募集要項で定めるものとする。

- 3 広告掲載者は、市から追加で掲載内容又は希望者に関する資料等の提出を求められた場合は、これらの資料を提出するものとする。

(広告掲載及び広告掲載者の決定)

第10条 市長は、前条の申込書等を受けたときは、第4条の規定により広告主及び広告の内容を審査し、広告掲載の可否及び広告掲載者を決定し、その結果を知多市図書館貸出票広告掲載決定通知書（第2号様式）により、広告掲載者に通知するものとする。

- 2 広告掲載の順位は、募集時に別段の定めがある場合を除き、次に掲げる順序とし、同一の順位の中で申込みが第5条第2項に規定する募集枠数を越えたときは、先着順により決定するものとする。

(1) 第1順位 市内に本社若しくは本店を有する事業者又は市内の商店街、各種業種等の連合体

(2) 第2順位 市内に支店、営業所等を有する事業者

(3) 第3順位 前2号のいずれにも該当しない事業者又は商店街、各種業種等の連合体

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告掲載者は、市長が指定する日までに、市に広告の原稿を提出するものとする。

- 2 広告の原稿の作成に要する経費は、広告掲載者が負担するものとする。

- 3 市長は、広告の原稿が第4条に規定する基準を満たしていないとき、又はその他広告の内容が不適當であると認めるときは、広告掲載者に対し、広告内容の補正を指示するものとする。

- 4 前項の規定による指示があったときは、広告掲載者は、広告の内容について補正し、市長が指定する日までに補正後の広告の原稿を提出しなければならない。

(広告掲載者の責任)

第12条 広告掲載者は、貸出票に掲載された当該広告についての一切の責任を負うものとする。

- 2 広告掲載者は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。

3 広告掲載者は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、自らの責任及び負担において解決しなければならない。

4 広告掲載者は、第10条の規定により決定を受けた貸出票の広告掲載の権利を譲渡してはならない。

(広告内容の変更)

第13条 広告掲載者が広告掲載の期間内に広告内容の変更を行う場合は、知多市図書館貸出票広告掲載変更申込書(第3号様式)を市に提出するものとする。

2 市長は、前項による申込書を受けたときは、第4条の規定により広告の内容を審査し、その結果を知多市図書館貸出票広告掲載変更決定通知書(第4号様式)により、広告掲載者に通知するものとする。

(広告掲載料の納入)

第14条 広告掲載者は、広告掲載料を市長の指定する期日までに納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告掲載料の還付)

第15条 既に納入された広告掲載料は還付しないものとする。ただし、次に掲げる場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 広告掲載の決定後、広告の掲載開始前において、広告掲載者の責に帰すべき事由によらず、広告を掲載することができなかつたときは、既納の広告掲載料を全額還付する。

(2) 広告掲載期間中に広告掲載者の責に帰すべき事由によらず、広告を掲載することができなくなった場合は、掲載を取り消した日の属する月の翌月以後の月分の納入済月額を全額還付する。

(3) 前各号に定めるもののほか、市長が特別な理由があると認めたときは、広告掲載料の全部又は一部を還付することができる。

2 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

3 第1項の規定により広告掲載料の還付を受けようとする広告掲載者は、知多市図書館貸出票広告掲載料還付申請書(第5号様式)により市長に請求する。

4 市長は、前項の請求を受けたときは、内容を審査し、その結果を図書館貸出票広告掲載料還付通知書(第6号様式)により広告掲載者に通知する。

(広告掲載の取消し)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告掲載者が第14条の期日までに広告掲載料を納入しないとき。
- (2) 要綱第3条及び審査基準第2条の基準並びに第4条第2項の規定に抵触すると認めたとき。
- (3) 広告掲載者が第11条第3項の規定による指示に従わないとき。
- (4) その他特に市長が広告掲載に支障があると認めたとき。

2 前項の規定により、広告の掲載を取り消したときは、市長は広告掲載者に対し、その賠償の責を負わない。また、納入済みの広告掲載料は還付しない。

(委任)

第17条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年8月1日から施行する。

第1号様式（第9条関係）

知多市図書館貸出票広告掲載申込書

年 月 日

知 多 市 長 様

知多市図書館貸出票に広告を掲載したいので、知多市図書館貸出票広告掲載取扱要領第9条第1項の規定により、次のとおり申し込みます。

なお、広告掲載に当たっては知多市広告掲載要綱、知多市広告掲載審査基準及び関連規定を遵守します。

申 込 年 月 日	年 月 日
申 込 者 の 所 在 地	〒 -
申 込 者 の 名 称	
代 表 者 職 氏 名	
連 絡 先 電 話 番 号	() -
担 当 者 部 署	
担 当 者 氏 名	
希 望 掲 載 期 間	年 月 から 年 月 まで
広 告 の 内 容	※広告の内容は、申込時点での予定内容を記入してください。
広 告 主	（広告主の名称、所在地、代表者氏名、連絡先を記入） ※申込者が広告代理店等の場合は、広告主情報を記入してください。なお、広告主を複数とすることはできません。

添 付 書 類	1 広告デザインの素案（広告の原稿可）	
	2 証明書	
	(1) 直近の納税証明書（該当する税目のみ）	
	法人	① 法人税、消費税及び地方消費税（その3の3未納税額のない証明用） ② 法人県民税、法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税、自動車税種別割（未納の税額がないこと用） ③ 法人市民税、固定資産税、軽自動車税（未納の税額がないこと用）※本市において納税義務があるものに限る
	個人	① 申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税（その3の2未納税額のない証明用） ② 個人事業税、自動車税種別割（未納の税額がないこと用） ③ 市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税（未納の税額がないこと用）
(2) その他の証明書		
法人	登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）	
個人	住民票の写し、身分証明書	
※原本の写しも可とする。 ※証明年月日が申込書提出時から3か月以内のものであること。 ※市の入札参加資格を有している者は省略を可とする。		

第2号様式（第10条関係）

知多市図書館貸出票広告掲載決定通知書

年 月 日

様

知多市長

年 月 日付けで申込みのありました広告の掲載については、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定区分 ☐ 掲載する
☐ 掲載しない

（掲載しない場合の理由）

- 2 広告掲載期間 年 月 ～ 年 月（ か月間）

- 3 広告掲載料 金 円

- 4 広告主の名称

- 5 広告掲載条件

知多市広告掲載要綱、知多市広告掲載審査基準、知多市図書館貸出票広告掲載取扱要領等を遵守してください。

- 6 その他

(1) 広告の版下原稿は、年 月 日（ ）までに提出してください。

(2) 広告掲載料は、同封の領収済通知書（納付書）により、納期限までに納入してください。

第3号様式（第13条関係）

知多市図書館貸出票広告掲載変更申込書

年 月 日

知 多 市 長 様

知多市図書館貸出票広告掲載取扱要領第13条第1項の規定により、次のとおり
申し込みます。

申 込 年 月 日	年 月 日
申 込 区 分	1 広告内容の変更 2 広告掲載申込書の記載内容変更
広 告 掲 載 者 の 所 在 地	〒 -
広 告 掲 載 者 の 名 称	
代 表 者	
連絡先電話番号	() -
担 当 者 部 署	
担 当 者 氏 名	
変 更 理 由 及 び 変 更 内 容	※変更後の広告内容は、申込時点での予定内容を記入してください。
変 更 希 望 日	年 月 日から
広 告 主	(広告主の名称、所在地、代表者氏名、連絡先を記入) ※広告掲載者が広告代理店等の場合は、広告主情報を記入してください。
添 付 書 類	広告デザインの素案（広告の原稿可）等

第4号様式（第13条関係）

知多市図書館貸出票広告掲載変更決定通知書

年 月 日

様

知多市長

年 月 日付けで申込みのありました広告の変更については、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定区分 ☐ 掲載する
☐ 掲載しない

（掲載しない場合の理由）

- 2 広告掲載期間 年 月 ～ 年 月（ か月間）

- 3 広告掲載料 金 円

- 4 広告主の名称

- 5 広告掲載条件

知多市広告掲載要綱、知多市広告掲載審査基準、知多市図書館貸出票広告掲載取扱要領等を遵守してください。

- 6 その他

第5号様式（第15条関係）

知多市図書館貸出票広告掲載料還付申請書

年 月 日

知 多 市 長 様

申請者 住 所

団 体 名

代 表 者 氏 名

電 話 番 号

次のとおり知多市図書館貸出票広告掲載料の還付を申請します。

広告掲載期間	年 月～ 年 月（ か月間）		
還付申請期間	年 月～ 年 月（ か月間）		
既 納 掲 載 料	円	還 付 申 請 額	円
申 請 理 由			
振 込 先	金融機関名	店名	種別 普通・当座
	口座番号	ふりがな 口座名義	

第6号様式（第15条関係）

知多市図書館貸出票広告掲載料還付通知書

第 号

年 月 日

様

知多市長

年 月 日付けで申請のありました還付については、次のとおり決定しましたので通知します。

広告掲載期間	年 月～ 年 月（ か月間）		
還付申請期間	年 月～ 年 月（ か月間）		
既納掲載料	円	還付申請額	円
申請理由			
還付金振込先	金融機関名	店名	預金種別
	口座番号	ふりがな 口座名義	
決定事項	1 還付する。		
	2 還付しない。（理由 ）		
	既納掲載料	還付金額	差引掲載料
	円	円	円
			還付予定日 年 月 日